

第4章 水防施設

第1節 水防倉庫及び水防資材

水防倉庫に水防作業に必要な資材、器具等を備蓄し、その所在地は、別表8水防備蓄倉庫及び所在地一覧表（P43）のとおりとする。また、備蓄資器材は、別表9水防用備蓄資器材一覧表（P44）のとおりとする。

第2節 資器材及び土地の使用、収用

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は法第28条の規定により土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合は法の規定するところにより、損失を受けた者に対し、水防管理者は時価によりその損失を補償する。